

事業者排出量削減計画書 **（新規・変更）**

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）	アピタ精華台店 京都府相楽郡精華町精華台九丁目2番地4				
氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）	ユニー株式会社 代表取締役 前村 哲路				
事業者の主たる業種	百貨店・スーパー				
該当する事業者要件	<input checked="" type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第1号該当事業者（大規模エネルギー使用事業者（原油に換算して1,500キロリットル以上）） <input type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第2号又は第3号該当事業者（大規模運送事業者（トラック又はバス100台以上/タクシー150台以上/鉄道車両150両以上）） <input type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第4号該当事業者（その他の温室効果ガスの大規模排出事業者（二酸化炭素に換算して3,000トン以上））				
計画期間	平成 22年 4月 ～ 平成 25年 3月				
基本方針	ユニー株式会社 環境方針 1. ユニー株式会社は、総合小売業として環境負荷の少ない安心安全な商品及びサービスを提供します。 2. 全従業員が環境問題に関心を持ち、「環境活動」「環境教育」を通じて、汚染の予防及び継続的な改善に努めます。 3. 環境側面に関連して適用可能な環境に関連する法的要求事項及び当社が同意するその他の要求事項を順守し、お客様ならびに一般市民・行政機関とパートナーシップをとり、人と環境に優しい社会実現のために努力します。 4. 環境目的・環境目標を設定し、限りある資源を大切にするために、省資源・省エネルギーに取り組み、廃棄物の排出抑制、リサイクルを推進します。				
推進体制	本社に「環境社会貢献部」を設置し、各店舗では、店長を委員長とした「省エネルギー委員会」の中で業務副店長を「エネルギー管理者」とした推進体制を構築する。 環境マネジメントシステム名称 適用範囲 取得年月日				
年度ごとの具体的な取組及び措置の計画	年度	設備、対象、工程等	計画内容		
	平成22年度	常用発電設備	コジェネレーション発電設備が、非効率なため、買電に切替を行う。		
	平成23年度	空調設備	制御系の改修		
温室効果ガスの排出量等	排出区分	基準年度（実績） （平成21）年度 （二酸化炭素換算）	目標年度（計画） （平成24）年度 （二酸化炭素換算）	増減率 （計画）	
	A 事業所等排出区分	2,861 t	2,776 t	-3.0 %	
	B 輸送車両排出区分	t	t	%	
	C その他排出区分	t	t	%	
	排出合計	*1 2,861 t	*2 2,776 t	-3.0 %	
	目標設定の考え方	省エネ法の年1%削減から3年間で3%とした。			
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	用途区分	原単位の指標	基準年度（実績）	目標年度（計画）	増減率（計画）
	7tクレーン	二酸化炭素換算 <small>消費面積×営業時間/10の6乗</small>	65	63	-3.4 %
		二酸化炭素換算			%
		二酸化炭素換算			%
	原単位の指標及び計画数値設定の考え方				
その他の地球温暖化対策による温室効果ガスの削減量等	対策等の区分	目標年度（計画）			
		取組量等	（二酸化炭素換算）		
	森林の保全及び整備	（整備面積） ha	（吸収量） t		
	府内産の木材の利用	（利用量） m <sup>3</sup>	（削減量） t		
	自然エネルギーを利用した電力又は熱の供給	（発電量） kwh	（削減量） t		
		（熱供給量） GJ	（削減量） t		
	グリーン電力の購入	（購入量） kwh	（削減量） t		
	削減量等合計		*3 t		
	差引排出量 （排出合計－削減等合計）	基準年度（実績）	目標年度（計画）	増減率（計画）	
		*1 2,861 t	（*2）（*3） 2776 t	-3 %	
地球温暖化対策に資する社会貢献活動					
特記事項					

注 1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。

注 2 「基準年度」とは計画期間の前年度を、「目標年度」とは計画期間の最終年度をいいます。

注 3 「事業所等排出区分」とは京都府内の事業所等の事業活動のためのエネルギーの使用に伴い発生する温室効果ガスを、「輸送車両排出区分」とは自動車運送事業者については使用の本拠の位置を京都府内とする車両の排出する温室効果ガスを、鉄道事業者については保有する貨物車両又は旅客車両の排出する温室効果ガスを、「その他排出区分」とは上記以外の京都府内における事業所等の事業活動に伴い発生する温室効果ガスをいいます。

注 4 「原単位当たりの温室効果ガス排出量等」の「用途区分」には、○工場、事務所などの用途を記入してください。「原単位の指標」には、分子の「二酸化炭素換算」の分母となる指標（生産数値、延べ床面積、走行距離等）を記入してください。